2.2. 連携フォルダについて

2.2.1. 連携フォルダ形式

①　共通機能を提供する事業者は、オブジェクトストレージ上に作成されたバケットにおいて、ファイル連携を行うシステムの格納先（本文書では便宜上、以下「フォルダ」という。）を作成すること。

例）住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせのバケットにおいて、住民記録システムが印鑑登録システムにファイルを送信するためのフォルダと、印鑑登録システムが住民記録システムにファイルを送信するためのフォルダを作成する。

②　共通機能を提供する事業者は、①で作成したフォルダの配下に、退避・移動ファイル履歴管理フォルダを作成すること。

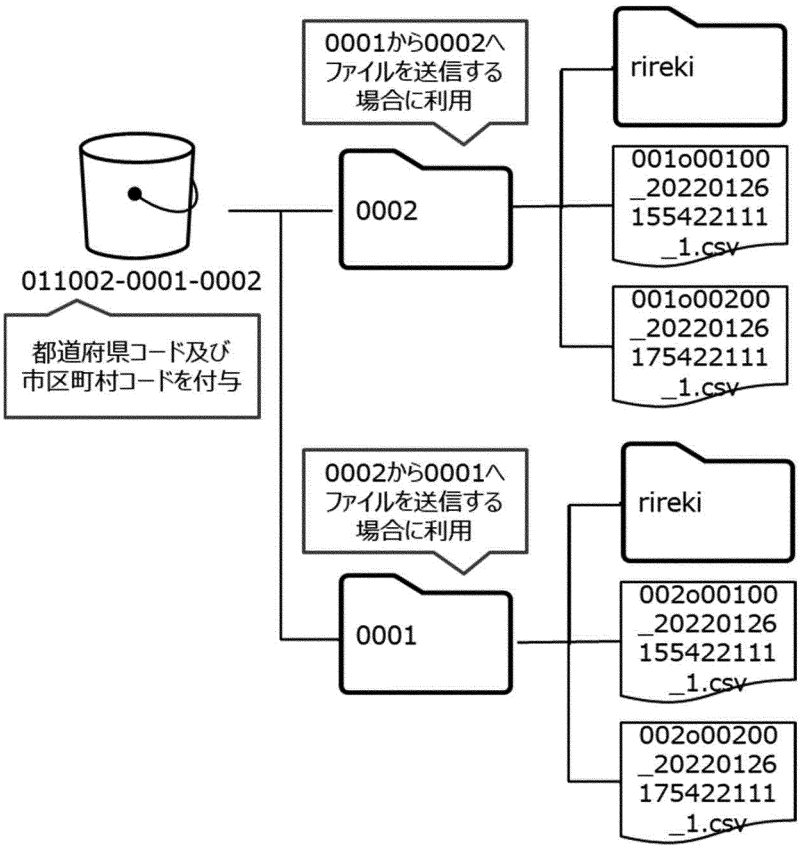


図 2-2　連携フォルダ構成

③　申請管理機能においては、例外的に、①で作成した申請管理機能からファ